

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和3年6月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000417号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100022号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年9月1日から同年5月1日に訂正し、同年5月から同年8月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成30年5月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年5月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成5年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年5月1日から同年9月1日まで

私は、平成30年5月1日からA社に勤務しているが、厚生年金保険の資格取得届の提出が遅れたため、請求期間の厚生年金保険の加入記録が保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る従業員台帳、給与明細書及び賃金台帳並びに金融機関から提出された取引推移表により、請求者は請求期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答並びに上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年5月から同年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令

和2年10月23日（受付）に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年5月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100006号  
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第2100002号

## 第1 結論

昭和19年10月1日から昭和33年10月12日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和33年10月12日まで

A社B支店(以下「請求対象事業所」という。)に勤務していた請求期間について脱退手当金が支給された記録とされているが、脱退手当金を受け取ったことはないの  
で、脱退手当金を受給していない記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求対象事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性で、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年10月12日の前後2年以内に資格を喪失した者のうち、請求対象事業所において脱退手当金の支給要件の一つである24月以上の厚生年金保険被保険者期間のある者15名(請求対象事業所の資格を喪失後、脱退手当金の受給までに他の会社での厚生年金保険被保険者記録がある者を除く。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名に脱退手当金の支給記録があり、うち10名が6か月以内に支給されている上、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失した者のうち、所在の確認できた複数の者に照会し回答のあった5名のうちの1名は、退職前に同社から脱退手当金についての説明があった旨回答しているほか、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたことがうかがわれる。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省(当時)が、請求者の請求対象事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和33年10月12日)の約1か月後である昭和33年11月19日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)に回答したことが記録されているほか、オンライン記録には、請求者の請求期間に係る脱退手当金が、厚生年金保

険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年3月23日に支給されたと記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。